

e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書（法人税・消費税用）及び e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書（法人税・消費税用）の記載要領等

1 この申請書及び届出書は、次の場合に使用してください。

- (1) 電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織（以下「e-Tax」といいます。）を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、書面により中間（予定）申告書（注）、仮決算の中間申告書（注）、確定申告書若しくは確定申告書に係る期限後申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書（以下「納税申告書」といいます。）の提出をすることができると認められるときに、法人税法第75条の5第1項、第82条の8第1項、第82条の16第1項若しくは第82条の24第1項又は消費税法第46条の3第1項の規定により、書面により納税申告書及び納税申告書に添付すべきものとされている書類を提出すること（以下「特例」といいます。）についての承認を受けようとする場合

なお、地方法人税については、地方法人税法第19条の4、第24条の6又は第24条の13の規定により、防衛特別法人税については、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第28条の規定により、法人税法の承認を受けることで、特例を適用することができます。

（注） 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税並びに国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方法人税及び国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税には、各事業年度の所得に対する法人税及び基準法人税額に対する地方法人税にある中間申告はありませんので、ご注意ください。

- (2) 特例の適用を受けることをやめることについて届け出る場合

2 この様式を「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書」として使用する場合には、特例の指定を受けようとする期間の開始の日の15日前までに、添付書類を添えて、納税地の所轄税務署長に提出してください。

なお、特例の適用を受けることが必要となった理由が生じた日が、納税申告書の提出期限の15日前の日以後であり、当該提出期限が特例の指定を受けようとする期間内の日であるときは、その指定を受けようとする期間の開始の日が提出期限となります。

（注） この特例（法人税法第75条の5第1項若しくは第82条の8第1項又は消費税法第46条の3第1項の規定により、書面により納税申告書及び納税申告書に添付すべきものとされている書類を提出しようとする場合に限ります。）の適用を受けようとするためには、申請書は提出期限までに納税地の所轄税務署へ到達する必要があります（平成18年国税庁告示第7号）。

3 特例の適用をやめようとするときは、「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書」として、納税地の所轄税務署長に提出してください。

4 各欄は、次により記載してください。

- (1) この様式の使用目的に応じて、「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書」又は「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書」の文言を抹消してください。

- (2)

法人税法第75条の5第1項
法人税法第82条の8第1項
法人税法第82条の16第1項
法人税法第82条の24第1項
消費税法第46条の3第1項

 の該当条文欄には、該当する番号を記載してください。

- (3) 「特例の適用を受けることが必要となった理由」欄には、e-Taxを使用することが困難となった電気通信回線の故障又は災害等の事情をできるだけ詳細に記載してください。

- (4) 「特例の指定を受けようとする期間」欄には、書面で納税申告書を提出する期間を記載してください。

- (5) 「電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難である事情が生じた日」欄には、特例の適用を受けることが必要となった理由が生じた日を記載してください。

- (6) 「添付書類」欄は、上記(3)の事情を明らかにする書類を添付した上で、確認欄に「1」を記載してください。

- (7)

法人税法第75条の5第8項
法人税法第82条の8第8項
法人税法第82条の16第2項
法人税法第82条の24第2項
消費税法第46条の3第8項

 の該当条文欄には、該当する番号を記載してください。

- (8) 「特例の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日」欄には、納税地の所轄税務署長から、法人税法第75条の5第4項若しくは第82条の8第4項（第82条の16第2項又は第82条の24第2項において準用する場合を含みます。）又は消費税法第46条の3第4項の規定に基づき書面により通知された特例の承認を受けた日又は法人税法第75条の5第5項若しくは第82条の8第5項（第82条の16第2項又は第82条の24第2項において準用する場合を含みます。）又は消費税法第46条の3第5項の規定により特例の承認があったものとみなされた日を記載してください。

- (9) 「特例の適用を受けることをやめようとする理由」欄には、特例の適用を受けることをやめようとする理由を具体的に記載してください。

- (10) 「税理士署名」欄は、この申請書及び届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

5 留意事項

○ みなし承認

この申請書を提出した場合において、指定を受けようとする期間の開始の日までに承認又は却下の処分がなかったときは、その日においてその承認があったものと、指定を受けようとする期間につき指定があったものと、それぞれみなされます。